

令和2年3月26日

お客様各位

広島総合警備保障株式会社

旧規格の特定小電力無線機器に関するお知らせ

平素より格別のご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
また、弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、弊社からご提供しております一部機器について、お客様にお知らせがございます。

記

1 電波法改正に伴う旧規格の特定小電力無線機器について

特定小電力無線機器は、「電波法」で定められた技術基準を満たす必要がありますが、電波法関連法令である「無線設備規則」が平成17年12月に改正・施行されたことを受け、技術基準を満たさない旧規格の特定小電力無線機器は、令和4年12月1日以降使用できなくなり、該当機器を使用した場合、電波法違反として罰則の対象になりますのでご注意ください。

◆本件に関する詳細は、下記の総務省の「電波利用ホームページ」をご覧ください。
総務省の電波利用ホームページ

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

2 電波法改正に伴うお客様のご対応について

(1) 弊社オンラインセキュリティをご契約中のお客様

本件に該当する機器は、平成17年11月以前に製造された無線送信機やセンサー等であり、対象となる法人向けオンラインセキュリティやホームセキュリティサービスをご利用中のお客様には、順次、弊社営業担当者よりご案内させていただきます。

また、対象機器につきましては、下記の「該当機器一覧」をご確認ください。

◆該当機器一覧

品名	型式又は名称	備考
ペンダント送信機	OTX-601	
接点送信機	OTX-602	
アラームセンタ S-723	S-723	
S-723用無線ペンダント	LC-501	
無線非常ボタン	HTX-201	

センサ送信機	HTX-202	認証番号AZAA0044を除く
パッシブセンサ	HTX-203	
パッシブセンサ	HTX-203-M	認証番号01AZBB1039を除く
救急ペンダント	HTX-204	
キャンセルモコン	HTX-205	
カード式送信機	TAX-101	認証番号Azab0028を除く
接点入力型送信機	TAX-102	
接点入力型送信機	TAX-102A	認証番号AZAF0002を除く
ペンダント／腕時計型送信機(腕時計タイプ)	TAX-104B	
ペンダント／腕時計型送信機(キーホルダタイプ)	TAX-104K	
ペンダント／腕時計型送信機(ペンダントタイプ)	TAX-104P	

(2) 弊社より他メーカーの無線機器を購入されたお客様

弊社にて販売しました他メーカーの機器（原則、平成17年11月以前に製造された機器）は、上記の該当機器一覧に掲載されておきませんので、ご使用の特定小電力無線機器の品番、認証番号を、下記の総務省の検索ページでご確認いただき、該当された場合は、お早めのお買い替えをご検討ください。

◆総務省の技術基準適合証明等を受けた機器の検索ページ

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

◆問い合わせ窓口

本件に関するお問い合わせは、最寄りの弊社事業所までお問い合わせください。

【事業所案内】 <https://www.hsk-inf.co.jp/profile/index.html>

以上